

改定作成日2023.4.2

東京都立新宿高等学校PTA会則改定表

実施1948.11.21 最終改定2023.4.22
(改定部分は下線表記)

条項	改正前	改正後
第6条	本会に、次の役員、および、委員をおく。	本会に、次の役員および委員をおく。 <u>この役員および委員となる保護者は、本校在校生の保護者またはこれに代わるものとする。</u>
第10条	本会に、顧問を置くことができる。顧問は、運営委員会の決議により、会長が委嘱する。任期は、役員・委員に準ずる。	本会に、顧問を置くことができる。顧問は、運営委員会の決議により、会長が委嘱する。 <u>任期は原則1年までとし、再任する場合は3年を超えてはならない。</u>
第12条	運営委員会は、役員、事業部の各部正副委員長、 <u>各学級委員長</u> 、各学年部副委員長をもって構成し、本会の運営および事業に関する事項の協議を行うとともに、総会の議決事項以外の事項について審議・決定する。運営委員会は、会長が招集する。	運営委員会は、役員、事業部の各部正副委員長、各学年部副委員長をもって構成し、本会の運営および事業に関する事項の協議を行うとともに、総会の議決事項以外の事項について審議・決定する。運営委員会は、会長が招集する。
付則第2条	本会則は、2020年4月25日より施行する。	本会則は、 <u>2023年4月22日</u> より施行する。

第6条改定理由

- ・役員、委員は本校在学期間内でPTAを運営するため

第10条改定理由

- ・長期間任期からの負担を軽減するため

第12条改定理由

- ・運営委員会の構成員を見直したため

東京都立新宿高等学校PTA細則改定表

実施1996.1.20 最終改定2023.4.22
(改定部分は下線表記)

条項	改正前	改正後
4	ICT委員会は、役員(顧問を含む)、各事業部委員、各学年部委員のそれぞれ若干名により構成し、ICT環境の整備、PTAサイトの運営を任務とする。	ICT委員会は、 <u>役員</u> 、各事業部委員、各学年部委員のそれぞれ若干名、 <u>専任委員</u> により構成し、ICT環境の整備、PTAサイトの運営を任務とする。
13	本細則は、2021年2月20日より施行する。	本細則は、 <u>2023年4月22日</u> より施行す

		る。
--	--	----

項目4改定理由

- ・ICT環境を整備しPTA活動を効率よく運営していくため

東京都立新宿高等学校PTA慶事等に関する内規

実施1996.1.20 最終改定2023.4.22
(改定部分は下線表記)

条項	改正前	改正後
4	慶弔慰金・災害見舞金等の返礼は受けないものとする。	慶弔慰金の返礼は受けないものとする。
5	本内規は、2020年4月25日より施行する。	本内規は、 <u>2023年4月22日</u> より施行する。

項目4削除理由

- ・災害見舞金は出していないので削除